

北ア広 20 ご第 9 号
平成 20 年 6 月 26 日

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
会長 宮田 温巳 様

北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹 印

4 月 5 日付公開質問状に対する回答

平成 20 年 4 月 5 日付で信州大学山岳科学総合研究所へ送付された公開質問状に関して、別紙のとおり同研究所長から当広域連合に回答がありましたので送付します。

また、別紙回答の 3 の中で、同研究所から貴連絡協議会ホームページ上の公開質問状の記述内容について、事実とは異なる表現をされており、結果として誤解を招く内容となっていることから、同連絡協議会の責任で訂正を行うよう要求があり、この適切な対応を求めます。

平成 20 年 6 月 3 日

北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹 殿

国立大学法人 信州大学
山岳科学総合研究所
所長 鈴木啓助 印

4 月 5 日付公開質問状に対する回答

はじめに

平成 20 年 4 月 5 日付で、当研究所原山智教授に、白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会 宮田温巳会長から送付された公開質問状に関して、以下の文書を用意致しましたので、送付します。この公開質問状は、3 月 17 日に行われた住民向け説明会で当研究所が行った調査結果報告内容に関しての質問であります。この報告は、北アルプス広域連合から国立大学法人信州大学に対し委託された業務から派生したものであり、当所としては白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会に対し直接回答を送付する責務はないと考えます。

以下の文書は、受託事業内容の確認(1.)、公開質問状への回答についての当研究所の基本姿勢(2.)、白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会ホームページ上に掲載された公開質問状に関する抗議と訂正要求 (3.)、公開質問状(C)に対する回答(4.)から構成されています。本文書の取り扱いに関しましては、発注者である北アルプス広域連合の判断で対処をされることを望みます。

1. 受託事業内容の確認

まず本研究所が引き受けた受託事業内容について、平成 20 年 1 月 28 日に北アルプス広域連合とりかわした委託契約書及び仕様書に基づき、確認を行っております。

委託業務の名称は「ごみ処理施設建設候補地の活断層及び副断層の確認作業に伴う調査結果報告書作成業務」であり、履行期間は平成 20 年 3 月 28 日までとなっております。

また仕様書第 1 章 総則、業務の目的には、「北アルプス広域連合内の大町市・白馬村・小谷村の 1 市 2 村では、ごみの広域処理を目的とした、ごみ処理施設を整備する予定であり、この建設候補地に活断層及び副断層が存在するとの指摘に対しての確認を行うため、河床掘削作業及びボーリング調査を行い、そのデータ分析・報告書の作成を行う。」と明記されており、調査場所は「北安曇郡白馬村大字神城ごみ処理施設建設予定地東、姫川河川敷内」、業務内容は、「河床掘削及びボーリング調査による報告書の作成」となっております。

今回の受託事業として本研究所が納入すべきものは「河床掘削及びボーリング調査によ

る調査結果報告書」であり、その期限は3月28日までとされています。報告書納入は2月19日に行われ、契約内容通り事業は完了しております。

3月17日に行われた住民向け説明会での報告は、報告書の納入後、北アルプス連合の要請を受けて行われたものであり、調査結果報告書に関する追加補足説明といえます。この補足説明では、同報告書の内容をより深く理解頂くために、活断層と地震被害の一般論に始まり、候補地周辺の活断層に関する従来の研究結果を述べ、調査結果報告書に基づいて神城断層の性状について解説を行いました。

2. 公開質問状への回答についての当研究所の基本姿勢

当研究所としては、今回の受託事業の調査結果報告は、平成20年2月19日に納入した「**ごみ処理施設建設候補地の活断層及び副断層の確認に伴う河床掘削作業及びボーリング調査結果報告書**」が正式なものであり、報告内容について疑義が生じた際はこの報告書に基づいて質疑と回答を行うべきと考えます。従って今回の公開質問状のような、口頭で行われた補足説明だけを対象としたやり取りは、依拠すべき事実認定に齟齬を生ずるおそれが高く、望ましい討議のあり方とは言い難いと認識しております。

以下の回答文書では基本的に受託事業として契約された内容に基づき、当研究所としての責務に関わる事柄に限定して回答を行うこととします。なお、本受託事業は完了しており、派生的な事案については今後一切応じないこと、また受託事業としての性格上、当研究所に属す研究者個人に対する質問にも応じかねることを申し添えます。

3. 白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会ホームページ上に掲載された公開質問状に関する抗議と訂正要求

4月5日付け公開質問状と同内容が、白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会(以下、連絡協議会という。)のホームページ上に公開されたことを確認しております。公開質問状はA(説明会の概要)、B(住民牧さんの質疑応答)、C(質問)から構成されていますが、質問の前段、とりわけB(住民牧さんの質疑内容)においては、口頭で行われた3月17日説明会席上での質疑応答の一部分のみが切り取られて、あるいは事実とは異なる表現をされており、結果として誤解を招く内容となっていることは、はなはだ遺憾であります。

この件に関して、本研究所は白馬村新ごみ処理施設を考える連絡協議会に対し抗議し、北アルプス広域連合が同連絡協議会の責任で訂正を行うよう要求する事を、求めます。

4. 公開質問状(C)に対する回答

1)A-1に関連して「評価機関ではない」ことの意味について

【回答】どちらでもありません。今回の調査は、北アルプス広域連合からの委託事業として引き受けた業務(ごみ処理施設建設候補地の活断層及び副断層の確認に伴う河床掘削作業及びボーリング調査結果報告書作成)の仕様書にそって行われております。山岳科学総

合研究所は、第三者機関として科学的データ、客観性のあるデータを示すことで、適否についての判断材料の一つを提供したものであり、建設の適否についての評価機関ではありません。説明会でも述べましたが、地震の被害は様々な要素で決まってきます。活断層からの距離だけでなく、地盤特性とそこにどのような建物を建てるのかで大きく変化します。したがって、「当該候補地に建設することが望ましいかどうかの判断」は、他の条件も加味した中で、総合的に判断すべきであると考えております。

2)A-2 に関連して「1. 活断層の真上でないこと(これはゆずれない)」について

【回答】知らされておりません。一般論としては、建築物が地表部に現れた活断層（地表地震断層）をまたいで建設された（真上にある）場合には、いかなる対策を講じても被害を食い止めることは困難です。絶対的な否定条件ともいえるかと思えます。他の条件がどうであれ、地質学的見地から建設地としての不適格性を断言できるケースのため、このような表現（ゆずれない）をしたものです。

なお北アルプス広域連合からは姫川河床での調査が委託されており、この河床で得られたデータから神城断層（主断層・副断層）の性状について判明した事を報告しました。主断層の走向が姫川方向であり候補地方向に延長しない、調査の発端となった「姫川を斜交する副断層」が候補地側に連続しないことは記述しましたが、当該候補地の地表や地下に活断層が全く無いと断言しているわけではありません。

3)A-4 に関連して 原山教授は調査の結果神城断層の存在を確認し、その断層が動けば M7～8 クラスの巨大地震の発生を予告し、その影響は断層から何メートル離れていれば安全だということはないと明言されました。すると、副断層が候補地まで伸びていないという事実が何の意味も持たなくなります。私どもは、原山教授のお話を聞いて、候補地に建設することの危険性をますます感じています。「あの場所は、活断層の真上にも等しい場所である」との認識はありませんか。

【回答】副断層が候補地まで伸びていれば、活断層（主断層）と同様にその真上に建築物を建てることは安全性の担保ができなくなります。

しかし、今回の調査では、姫川右岸で指摘された副断層は候補地まで伸びていないことが確認できたものであります。

また、大町市、白馬村、小谷村内には、活断層として神城断層のほか切久保断層の存在が知られており、いずれかの断層が活動して仮に M7～8 クラスの巨大地震が発生すると、その被害はこの市村一帯の広範囲に及ぶものであり、被害の程度は活断層からの距離のみに依存するものではありません。説明会では、長野県のホームページ上で公開されている被害想定図を使ってこの点を説明いたしました。

したがって、盆地に沿って活断層が並走する大町・白馬・小谷地域では、東西の山地が急峻な地形をなすという土地柄からも、「絶対に安全」な候補地というものも存在しないと

考えます。

4)B-2に関連し原山教授は、活断層が重要で、副断層は些細な毛細血管のようなものとのご回答でしたが、「視察の所見」及び「教示された内容」に初めて副断層という名称を使い、重要な活断層(主断層)の問題を些細な副断層の存在の確認に問題をシフトされた意図は何処にありますか。お尋ねします。

【回答】視察前の段階で、「姫川に斜交し候補地側に延びる副断層が有るのでは？」という、住民の方からの指摘があったと聞いております。仕様書に明記されているように今回の調査は、ごみ処理候補地近傍(姫川河川敷)での神城断層(主断層及び副断層)の性状、その方向、どの位のズレ(変位)があるのか、これを明らかにしようとするものであります。調査の結果、主断層は姫川に沿って伸びており、候補地方向に延長している可能性はほとんどない事が確認できました。説明会でも説明したとおり、副断層の変位量(断層のズレ)は主断層に比べると小さく、問題をシフトしたとの認識は持っていません。

毛細血管のようなものということについては、質問者の考えであり、こちらから説明したものではありません。

5)A-3に関連して

①北陽建設の報告では「副断層の存在は確認できなかった」と考察しているのに対して、原山教授は「副断層は、変位が連続せず、少なくとも主断層を横切ってさらに西に延長する可能性は無いと判断される」と断定し結論付けているのはどのような「科学的データ」によるものですか。

【回答】

①河床掘削時に露出した断層(N80°E)は、姫川を斜交し候補地方向に伸びることが懸念された副断層に対応すると考えられるが、この断層は変位(断層によるズレ)が連続せず、姫川右岸に沿って露出している小断層(N50°E)もずらしていないことが明らかになりました。従って、このようなごく小規模な断層が主断層を横切って「西に延長する可能性はないと判断される」と結論づけました。この結論の根拠となった科学的データは、報告書のグリッド平面図に詳細が示されています。

変位が続かないため、副断層として認定するにも至らないということでコメントされた北陽建設さんと、基本的には同じ内容と理解しております。

②また、「懸念」は原山教授ご自身の懸念なのでしょうか。お尋ねします。

【回答】②「懸念」とは、広域連合議会や説明会等で指摘されているため使用したものです。

6)A-2B-3に関連して

①原山教授からごみ処理施設の候補地として地質地盤工学条件と「活断層の真上でないこ

と（これは譲れない）」と説明されましたが、私どもは奥村教授から西側の建設候補地部分（西側 100m）は非常に危険な場所であるとの地質地盤工学からのご教示をいただいています。その他の科学的データなどから、この建設候補地の区域は原山教授のご説明の「活断の真上でないこと」と同等な危険な場所と評価できるのではありませんか。

【回答】①「危険か」「危険でないか」は、地震による被害が断層からの距離だけでは決まらない以上、現時点で当該候補地の危険度を申し上げることはできません。

当該候補地で建設するのならば、しかるべき地盤調査を候補地で行い、そのデータに基づき耐震対策を施して、建設するということになるでしょう。

また、奥村教授の呈示された資料を見る限り、神城断層の西側部分での一般的な危険性を指摘されているように思います。説明会でも紹介した長野県による地震被害想定データでは、特に当該候補地だけが危険度が大きいことを示していません。同データでは、想定震度は断層の東側（上盤側）で相対的に大きく、神城断層西側では断層からの距離ではなく地盤特性に応じて変化することを示しています。建設候補地部分（断層から西側 100m）が、他の神城断層西側地域と比べ非常に危険な場所であるとの見解は、理解に苦しむところです。

7)B-4 に関連して

①建設候補地の部分は平成 19 年 6 月 5 日長野県水防協議会にて指定があり 6 月 21 日付けで長野県告示があった、姫川水系の浸水想定区域であり、また地震により活断層の東側が隆起し姫川が塞き止められ、西側（建設候補地）に流れが変わり、またこの陥没することなどにより姫川の流れが変わり水没するなどの可能性の科学的データからの危険度はどのように思われますか。

【回答】①3 月 11 日付けの読売新聞の報道は、当地域全体を対象として発生する地震について記載されたものであり、候補地周辺が周辺地域と比べて危険性が高いと評価できるものではありません。むしろ塞き止めに危惧すべき地域としては、神城断層が姫川や松川を大きな角度で横切る部分でしょう。

②また、長野県の水防の判断は今までの状況から 100 年に 1 回の降雨を想定しているとしているが、下記の記事にあるように、今ではすぐにでも起こることとして考える必要があると考えますが、いかがですか。

【回答】②今回の受託業務の範囲を超えるため、回答は控えさせていただきます。

8)最後に、原山教授には、候補地として地質・地盤工学的条件から判断して【都市圏活断層図 1/25,000 の「白馬岳」「大町」】における最も安全な場所の選定をお願いしたら、ご教示いただけますか。

【回答】今回の受託業務の範囲を超えるため、言及はできません。

平成20年7月7日

北アルプス広域連合
連合長 牛越 徹 殿

白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会
会長 宮田 温巳
(399-9301 北安曇郡白馬村北城 11020)

6月26日付回答文書に関する公開質問

当会が4月5日付けで信州大学原山智教授に出していた公開質問状に対する回答が、6月26日付文書として広域連合長を経由して届きました。

添付されていた信州大学山岳科学総合研究所：佐藤啓助所長の回答は、内容は別として、形式的には広域連合長に対して回答されたものであり、それをそっくり当会に送付するに際しては、広域連合は何らかの所見を付与して当会に送付するのが筋だとは思いますが。

しかし、「別紙回答の3の中で、同研究所から貴連絡協議会ホームページ上の公開質問状の記述内容について、**事実とは異なる表現をされており、結果として誤解を招く内容となっていることから、同連絡協議会の責任で訂正を行うよう要求があり、この適切な対応を求めます。**」は、その内容が抽象的で、何をどのようにして欲しいのか理解に苦しみます。

学会の論争ならいざしらず、専門家のお話を素人である住民が聞いて、素朴な疑問を質した記録であり、(回答要旨)との付記もあります。その点を十分にご理解の上、具体的に訂正を希望している箇所と訂正内容の明示を、一週間以内に文書でお示し下さい。よろしく願いいたします。

回答を待って、しかるべく対処するように努めます。

以上

(付記) 公開質問の性格上、この文書を末尾に添付して6月26日付回答文書をホームページ上で公開することをお知らせしておきます。